

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第9号

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則（平成19年3月天理市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中イを次のように改める。

イ 平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	平成18年4月1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた天理市一般職の職員の給与に関する条例（同条例以外の条例又は規程において同条例の規定の例によるとされている場合を含む。以下「平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第2号区分	平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第3号区分	平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの
第4号区分	(1) 平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
	(2) 平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例

	の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第5号区分	(1) 平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの (2) 平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（期末手当基礎額加算割合が100分の10であった者に限る。）
第6号区分	(1) 平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例施行行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの (2) 平成18年4月以後令和4年3月31日以前の給与条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（期末手当基礎額加算割合が100分の5であった者に限る。）
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

別表に次の表を加える。

ウ 令和4年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	令和4年4月1日以後適用されている天理市一般職の職員の給与に関する条例（同条例以外の条例又は規程において同条例の規定の例によるとされている場合を含む。以下「令和4年4月以後の給与条例」という。）の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの
第2号区分	令和4年4月以後の給与条例の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの
第3号区分	令和4年4月以後の給与条例の給料表の適用を受けてい

	た者でその属する職務の級が6級であったもの
第4号区分	令和4年4月以後の給与条例の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの
第5号区分	令和4年4月以後の給与条例の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
第6号区分	令和4年4月以後の給与条例の給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの
第7号区分	第1号区分から第6号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。